
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和5年9月11日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和5年9月11日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第27号 | 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第28号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回） |
| 日程第3 | 議案第29号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回） |
| 日程第4 | 議案第30号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回） |
| 日程第5 | 認定第1号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第3号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第4号 | 令和4年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第9 | 同意第16号 | 日吉津村教育委員会委員の任命について |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第27号 | 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第28号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回） |
| 日程第3 | 議案第29号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回） |
| 日程第4 | 議案第30号 | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回） |
| 日程第5 | 認定第1号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第2号 | 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出 |

決算の認定について

日程第7 認定第3号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第8 認定第4号 令和4年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定につ
いて

日程第9 同意第16号 日吉津村教育委員会委員の任命について

出席議員（10名）

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和５年９月第３回定例会４日目、議案質疑を行います。

ここめっきり秋めいてまいりました。過ごしやすい季節となったところでもあります。また、次々に到来する台風季節といったところでもあります。山陰地方においても、甚大な被害を及ぼす結果となっております。１０月１日、日曜日は村主催の防災訓練が計画されております。住民の皆さんの防災意識の向上と命を守る訓練につながることを期待するところであります。

本日は、先ほど申し上げたとおり議案質疑であります。これまで申し上げていたとおり、個人の意見、要望等を述べる場でないことも御理解いただきたいと思います。また、簡潔明瞭に願います。

それでは、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員数は１０名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１ 議案第２７号

○議長（山路 有君） 日程第１、議案第２７号、日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で議案第２７号の質疑を終わります。

日程第２ 議案第２８号

○議長（山路 有君） 日程第２、議案第２８号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第３回）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加藤議員。

○議員（２番 加藤 修君） おはようございます。２番、加藤です。

２点質疑をいたします。１３ページ、予防接種健康被害救済給付金、この説明と、１５ページ、日吉津村スポーツ推進支援事業のこれについて伺います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

予防接種健康被害救済給付金ですけれども、これにつきましては令和3年8月にワクチン接種をされた方が接種後、四肢筋力低下、また感覚障がい、末梢神経障がい等を発症されまして入院また通院をされたということがございました。その後、国のほうにワクチン接種の被害救済ということで申請を行っておりまして、本年、令和5年6月30日にこれがワクチン接種による疾病であることが可能性が否定できないということで国のほうから認定を受けたところでございます。それに伴いまして、令和3年の入院費、通院費等から4年度、5年度の医療費につきまして医療費また医療手当の給付ということで、3年につきましては実績から、また4年度、5年度の医療費につきましては概算で給付金の予算計上をさせていただいたところでございます。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。全てこれは国費で負担されるものでございます。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 加藤議員の御質問にお答えします。15ページ、日吉津村スポーツ推進支援事業補助金についてです。

これは全国大会などに出場してその選手に補助金交付して、スポーツ優秀者の支援しながらアスリートの育成、強化を日吉津村で行っているものになります。

昨年度、令和4年度は合計15件の県代表となった村の子供たちの支援を行ったところですが、令和5年度、今年度は昨年度は出場しなかった競技でも、ハンドボールであったり柔道、空手などでも全国大会に出場しております。そういった支援をしていって、当初予算をしていたものよりも速いペースでどんどんと代表選手になっているというふうなことがございます。それで配当残額も非常に少なくなってきたので、今回補正をするものです。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 13ページのこの全額国庫ということで、1名の方に3年分ということですね。その後なられた方、なられた方言ったらいけませんけれども、うちら6回受けてますけどあんまり大したことなくて済んでますけれども、結構痛いとか熱が出たとかというのはありますけど、この助成金のように入院をしたりとかそういったことはこの後あったでしょうかどうでしょうかというのと、今子供たちにコロナが広がってますので、なかなかこの接種率も上がってきてないというところで、これを少し推進してもらおうということも含めての答弁をさせていただきたいというのと、推進事業補助金について総額はどれぐらいでやっておられるのか。幾ら足らなくてというのですけれども、もうちょっと金額を上げてもいいだないかなと思わんでも、え

らい少ないなと思っておりますが、その辺ちょっと答弁をお願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、その後ほかにケースはないのかということにつきましてですけども、その後は国に申請を上げるようなケースは発生しておりません。軽度の副反応というのは若干お話は聞いておりますけども、入院等が必要な重症化しているようなケースは伺っておりません。

それと先ほどもう1点、小児のワクチン接種のほうが進んでいないではないかということではありますけども、確かに接種率で言いますと十数％程度の接種でとどまっております、なかなか小児のほうは進んでいないのが現状ではございますけども、また全国的にもコロナの蔓延の状況がございますので、9月20日からはまた秋の接種が開始されますので、ぜひその辺りの状況を御判断いただいて積極的に接種を受けていただきますようお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 加藤議員の御質問にお答えします。

このスポーツ推進支援事業の補助金については、令和4年度は24万円の予算で組んでおりました。近年、日吉津村在住の子供たちがしっかりと全国大会に出場するというふうな件数も増加傾向にあり、以前にも補正予算でお願いしたこともあります。そういったことも踏まえて令和5年度はちょっと増やして26万円で計画していたところですが、現時点で残りがもう3万円程度となっております、それから現時点でも既に全国大会決めていてこれから申請が出てくるというふうなものもありますので、ちょっとこれまでよりも増やさないといけないかなというふうな状況になっているのが現状でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 修君） 副反応が嫌だっていうので接種を控えてるっていう人は結構おられまして、その辺りのPRとかワクチン接種の推進についてのPRも少し副反応が重くなっても国からお金が出ますよぐらいなことを言ってもええだねかなと思うんですけども、そういったところのPRの方法なんか、推進のを一つと、これだけ子供たちがどんどん活躍して県外とか国体とか海外に行きますので、もうちょっと増やしてもらえませんか。ちょっと少ない。支援がほんにスズメの涙だがん、これは。もうちょっと大人の涙にしてもらえませんか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

コロナワクチンに限らず予防接種そのほか様々な種類のワクチン接種ございますけども、少なからず副反応あるいはそのワクチン接種によることでその後の疾病につながるというケースは、確率はかなり低いというふうに認識しておりますけどもケースとしてはございます。その場合についての救済法がきちんと国のほうで法で定めてございますので、その部分はきちんと責任を持って行政のほうで補償していくということで御理解いただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 加藤議員の御質問にお答えします。

いただきました意見を基に、またレベルアップを目指している日吉津に住んでいる子供たちも多くおりますので、またその励みにもなりますようにいただきました御意見を基に検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。

まず、11ページの説明でお聞きしたのかもしれませんが土地売買における返還金、それから12ページをお願いします。12ページの鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金についてですけれども、説明資料によりますと事業の最終年度が令和5年8月までとなっておりますけれども、今後はどのようなのでしょうか。

それと、次の強度行動障がい児者支援のワーキンググループ運営補助金についてですけれど、このワーキンググループへの参加状況はどのようなになってますでしょうか。参加者の状況は。

それから、扶助費の中で生活困窮者等原油高騰対策支援給付金については、この対象世帯は何件でしょうか。

それから13ページ、独り親以外低所得子育て世帯、この対象世帯と、何件か。

それとその次、償還金の中で令和4年に同じ事業で返還金がありますけれども、これとの関係っていいですか、これはもともとの当初予算が多かったのかなと思って推測してるんですけど、その辺りをお聞かせください。

もう一つは、その下の障がい児通所サービスの助成金ですけれども、これは今利用されてる方は何人くらいでしょうか。

以上の点について、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

まず、11ページの財産管理費の土地売買における返還金について御説明を申し上げます。

これにつきましては、国の用途廃止に伴いまして一回払下げの申請をいただいて支払いをしていただいていたんですが、その払下げになります権利者がその方だけではなくて複数人おられたため、これを一旦お支払いしていただいたものを返還するものでございます。

また、その後ではその権利者の意向を確認をし、希望者へ対して払下げを行う予定でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

まず、生活困窮者等原油価格、物価高騰の対策支援給付金、世帯としてですけれども、一応190世帯というところの見込みを見て予算計上させていただいております。

続きまして、強度行動障がい児者支援のワーキンググループの参加状況ということでございますが、これは8月から制度がスタートしたところでございまして、これから整備をしてみたいです。そういう状況でございますので、今後のグループ化というところになってくるということでございます。

続きまして、すみません、ちょっと順番が前後しておりまして申し訳ございません。強度行動障がい児支援の、入居の支援事業補助金、こちらにつきまして今年度が最終年度ということでございまして、当初は年度で終わりですので前年度、昨年度で終了というようなこちらは認識をしておりましたが、これが8月までがその事業ということでございましたので、今年度の部分につきまして追加で補正をさせていただいたところでございます。今後は、対象としては対象者が今のところございませんので、以上の今年度のところで終了ということになるということでございます。

それから、独り親以外の低所得世帯の支給対象者ということですが、今年度の実績から申しますと27名分の支給をさせていただいております。

それから、令和4年の新型コロナウイルスワクチンの返還金という、独り親のほう……。申し訳ございません。独り親以外の低所得子育て世帯の生活支援給付金の返還金ということでございますけれども、こちらは御指摘のとおり見込みを多く計上しておりましたので、そちらについての返還ということで計上させていただいております。

それから、障がい児の通所サービスの助成ということですが、今ちょっと正確な数字を持ち合わせておりませんので、これについては後ほどまとめたものを御回答させていただければと

いうふうに思っております。以上です。

○議員（３番 江田 加代君） 分かりました。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（３番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

河中議員。

○議員（７番 河中 博子君） ７番、河中です。４点お尋ねいたします。

ページ１２、第３款民生費、第１目社会福祉総務費の時間外勤務手当９８万について、その勤務の時間外の内容と時間を教えてください。

同じく１２ページです。第３款民生費、第１目児童福祉総務費、施設修繕料、これはどこのどういうことをなされたのか内容を教えてください。

下のページ１３です。第４款衛生費、第４目保健事業費の一番下、野菜摂取状況測定器使用料となっています。額面は小さいんですが、これはこういったものを教えてください。

もう１点です。ページ１４です。第５款農林水産業費の第１目水産総務費、施設修繕料が入っています。これはどこの何をなされたのか教えてください。

以上、４点お願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

まず、１点目の時間外勤務手当の増額についてでございますが、こちらが月の時間外が３０時間、それを１２月分計上したものを当初予算から足りない分を今回計上させていただいております。この職員につきましては派遣で出ております職員でございまして、派遣先での業務に当たっているものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 河中議員の御質問にお答えいたします。

まず、１２ページの施設修繕料についての御質問ですけども、これはミライトひえづの保育施設の網戸の改修ということで、ちょっと強度のほうがり足りずに触ったり寄っかかりすると外れたり補修が必要ということがございまして、強度を高めるというような修繕をさせていただいたところでございます。

それともう１点、野菜摂取状況の測定器ということでございますけども、これにつきましてはレンタルでイベントに使うということで野菜をどのくらい摂取しているかが分かるような測定器

ということで、フェスタでありますとかあとヴィレステのイベントで活用しようということで2回のレンタルを予定しておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 河中議員の御質問にお答えいたします。

14ページの農林水産業費の施設修繕料につきまして、これは観光漁業センターに設置してございます照明器具が壊れているため補修が必要ということで計上させていただきました。以上です。

○議員（7番 河中 博子君） 分かりました。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（7番 河中 博子君） はい、結構です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。主に4点ほど伺いたいと思います。

この予算書でいうと、12ページに先ほど多少質問はありましたが、鳥取県型強度行動障がい者入居等の補助金、それからあわせてワーキンググループの運営補助金ということで、この概要書のほうを見ていただいてちょっと確認になるんですけど、概要書のまず最初、今の入居等支援事業、先ほどの答弁を聞くと結局この間5年間ぐらい県のこの事業があって助成をしてきて、今年は8月まででこの事業は終わるというふうな解釈でいいんですかね。何か新規にこういった事業が始まったのかなとちょっと思ったような感じだったのでそれ確認で、終わるわけですけども、この事業の趣旨は該当の児童が例えば成長されて、それまでの学校に代わる施設からグループホームとかに入所されて言わば自立をされる。その場合の施設に助成をするというふうな事業が行われてきたという、そういった理解でいいのかということですね。その点です。

それから、もう1点はもう一つのワーキンググループですが、このワーキンググループも結局それはそういう受け入れる施設に助成するのか。要するにこれの補助金は誰に出す補助金なのかっていうのがちょっとここで分かりにくい。

参加者っていう話があったんですけど、結局何か資格のある人や関係者の方のケアを考えるワーキンググループなのかなという。専門性のあるグループなのかなというふうになんかちょっと思うんですけど、この辺のことをもう少し説明をいただいたらなと。要するに補助金の行き先とこのワーキンググループの性格、その辺を伺いたいと思います。

それから、あと2点ですが、予算書でいう15ページのほうの社会教育費の中で文化財保護審議会の委員報酬が5万4,000円増額してあります。多分当初に2回とか3回とか委員報酬が組

まれているんだと思いますが、これの補正をされる意味合い、何か取組に関わるのかとは思いますが、その辺の説明を1点お願いしたいと思います。

それから、もう1点、その下の保健体育費で先ほど同僚議員からもそのスポーツ推進支援事業補助金ということについての質問がありましたが、そもそも逆に文化芸術、村内の児童、子供さんの文化活動なんかにこれに準じたような事業というのは制度はあるのかということです。それを今つくれというわけじゃないけど、そういったものがありますかという質問と、その辺の考え方について多少教育委員会としての考えがあれば伺いたいなということです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、強度行動障がい者の入居等支援事業補助金につきましてですけども、御指摘のような事業の趣旨ではございます。これが6年間の補助事業となっておりまして、9月から事業スタートしておりますので今年度は中途の8月までが6年目の最終というところで、年度中途ではありますけども今年度の8月で事業としては終了ということになっております。当初はその年度ごとのカウントという理解でありましたので、今年度はもうない、この事業は終わっているという認識でございましたが実は8月までが事業期間だったということで、このタイミングで追加で補正をさせていただいたということでございます。

それと支援事業のワーキンググループの運営につきましてですけども、ワーキンググループにつきましては参加者としては県の発達障がい者支援センター『エール』さん、それから支援対象者の居住市町村ということで日吉津村、それから基幹相談支援センターや障がい福祉サービスの事業者等、あと支援対象者の家族というような方がグループということで参加をされるということになります。

補助の内容としましては支援事業者への謝金ですとか旅費、それから支援事業者が支援に必要とされる物品の購入ですとか借りに係る経費というようなことが想定されておりまして、支援事業者に対しての助成事業ということでの認識でございます。以上でございます。

○議員（5番 前田 昇君） 1点目の事業のちょっと事業の趣旨が、もうちょっと。まあいいですが。

○議長（山路 有君） ちょっと再質問のほうでお願いします。

教育委員会、横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員の御質問にお答えします。

15ページの教育費、文化財保護審議会委員報酬についてですが、実はこの夏になりますが、

7月に県道の日野川右岸の改良計画について、これに伴いましてハゼの木、今王子製紙の前辺りの道沿いにあるんですが、この現状の位置が、ちょうど道路拡張に当たってそこで保存することができなくなるというふうなことで、移植について県からの協議がございました。そのために、ではこのハゼの木を移植して村の文化財として残すのか、あるいはこの場所にあることにそもそもは意義があって文化財となってきた経緯等もございますので、そういったことも踏まえて今後のこのハゼの木の取扱いについて審議する必要が出てきたために、この文化財の保護審議会の報酬を補正しているものでございます。これはその文化財保護審議会委員報酬の2つ下にハゼの木樹勢診断委託料というふうなものも書いてありますが、この診断についてはそもそもが移植できるかどうかというふうなことを樹木医に診断いただいてそれを結果を得て、では移植ができるのであればというふうなこともしっかりと協議をした上で決定していこうということで、これも関連したものにはなりますが、経緯としましてはそのように今後残していくかどうかというふうなことを別で話し合っていく必要が生じたため補正したものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員の御質問についてお答えしてまいります。

御指摘の文化芸術に関する推進支援事業はあるのかどうか。ありませんということが現実でございます。ただ、議員御指摘のとおり文化芸術の活動が充実するように、推進できるように考えていかなければならないなと御指摘を受けて感じるところでございます。

ただ、対象になると考えられますのは、例えば小学校ですと書写の大会でありますとか作文でありますとかいうのが公的な団体が全国的に行っているその募集とかいうのは数が、そういうことに応募したことってというのが恐らくあるかないか調べてみないと分かりませんが、そうたくさんあるわけではないと思います。何か民間の団体がやっている募集というのは結構あるかとは思っています。

それと、あと中学校の美術の絵画の関係とかそれから吹奏楽連盟がやっております全国大会とかいうことですが、これは該当が今までほぼなかったのではないかとというふうに、正式に調査しておるわけではありませんがなかったのではないかとというふうに考えています。しかしながらやはり文化芸術の振興ということはとても大切だと思いますので、御指摘の観点からまたちょっと検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 答弁に対するちょっと確認ですが、この最初の入居者等支援事業というのは要するに該当の児童がさっき言ったように成長してグループホームなんかに言わば自

立される場合のそれを支援しようという趣旨の事業ですかということを聞いたので、その辺はちょっと補足をいただきたいと思います。

それと、そういったことで言えば県の事業は6年間で終わりだということですが、現在該当があるかないかはともかく、この事業の趣旨というのは6年間で終わるというふうなことではないような気がしますけどね。市町村が引き受けてその後やる制度としてはあるべき内容ではないかなと思うんですけど、そういった手だてってというのは考えられているのでしょうかということを併せて質問させていただきたいと思います。

それから、教育委員会のほうの答弁でハゼの木の問題がありましたけども、結局これは文化財審議会は多分3回ぐらいそれに想定されてるということで、その言わば興味はあるんですけど内容については村民の方に公表したり、場合によっては意見を求めたりということですね。まず診断して駄目なら仕方ない部分があると思うんですけど、その辺の村民の方に、長年あれも保存してきたものですから、その辺の考え方を現時点で配慮いただく分があればその辺をお知らせいただきたいと思います。

あとの文化芸術については、じゃあ東京の展覧会に出たからといってその人が必ず旅費を使ったりして合宿に行くわけじゃないのでその辺は様態が変わるかとは思いますが、ただ考え方としては今教育長が言われたように大事にしていく内容かなと思いますので、その辺でちょっともう1点、その辺を補足して御答弁があればいただきたい。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおりグループホーム等への移行に向けた事業ということになりますけども、現実的には障がい支援施設、そちらのほうでその対象の方の支援に必要な運営費として補助するものでございまして、県と2分の1ずつの助成ということで6年間の補助事業を行ってきたところでございます。

確かに今後これが支援が必要ないのかということになりますと、そこにつきましてはまた今後必要に応じて対応させていただけたらと。今のところは継続するということにはなっておりませんけども、必要に応じて対応させていただかねばならないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員の御質問にお答えします。

ハゼの木ですが、この樹木医の樹勢の診断等を行った上で、おっしゃられたようにすごく古木

であるためにそもそもが移植が無理だということになったら、その時点でこの保存というのは非常に難しくはなります。それで審議会を御指摘のとおり3回を増加してということで計画しておりますが、移植できるのであれば今度はどこに移植するのか、あるいはその移植した先でもその意味合いを考えながら、じゃあ文化財として残すのかどうかというふうなことも踏まえて審議会ですっきりと意見交流しまして、その結果についてはホームページ等も活用しながら公表しようというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃいましたように、吹奏楽のコンクールは当然中国大会、全国大会、会場に出かけていって演奏することになります。これは中国大会、全国大会のレベルは非常に高い状況がございまして、なかなかそこに行き着くことは今まで経験が少ないということだと思います。

それ以外のそれこそ展覧会でありますとかはその場で作品を提出してその場で会場で展示されるわけですが、大抵の場合は文書でもって公表されて何々賞はどこの誰というようなことが全国的に知らしめられるということでございまして、おっしゃいましたようにそこに表彰式に出かけるというようなことはあまり聞いたことが少ない状況ではございます。

ということで、御指摘のようにどんな形で文化芸術の推進、充実が図れるのかというのをしっかり検討、勉強してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） ここで少し議長のほうから申し上げておきます。

議案としてこの15ページのスポーツ推進補助金というので今議案として上がっておりますので、芸術文化についてはこれはまた一般質問なりそういう形のところで、議案としてはこの上がっているとおりですので、その辺りは少し考えて質疑をお願いしたいというふうに思っております。

よろしいですね。

○議員（5番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。3点ほどお聞きしたいと思います。

先ほど来、御質問が各議員からありました。その重複する部分があるかもしれませんが、はっきりしていないなと思いましたので再度質問させていただくものであります。

予算書のページを追って質問をさせていただきたいと思います。

まず、11ページです。先ほど同僚議員から質問がありました財産管理の108万7,000円についてであります。これについての説明で、私もこれはどういうことかなというのがちょっと釈然としなかったもんですから質問するものであります。これは村が払下げを受けて、しかしながらこの払下げを受けた物件の権利者が複数にわたってあったために一度その払下げをしますよという方に戻して、それからこれはシャッフルをしてもう一度やり直すということのように承ったんですが、この物件はいかなる物件、この108万7,000円は何に対しての108万7,000円。これは例えば宅地なのか、物件の名称それから不動産の価値云々としてのその額がこれなのかどうかをちょっと確認をしておきたいと思います。そこがまず1点目。

それから、この12ページのほうがいいですね。これも同じく先ほど同僚議員からの質問がありました時間外勤務手当についてであります。これについての説明は、派遣職員の時間外であるということの説明でありました。これと、同じく11ページの税務担当のところの時間外勤務の8万円と98万円で合計106万円。これらの明細はどこにあるかというと、18ページの一般職それから会任職員のところでも106万円が出ております。これは19ページの職員手当の内訳の時間外勤務手当、補正後の1,260万プラスこの20ページの会任職員の時間外勤務手当191万1,000円の合計金額が18ページの補正後金額の1,451万1,000円ということであります。これらのこの派遣職員が12か月掛ける何ぼだかって言われたんですが、しかしながら最終的には私たちはこの18ページのトータル的に1,451万円という時間外勤務手当を計上されとるというものに対して支出をしていかなくちゃいけない。これらのウエートが近年どんどんどんどんやはり高くなっております。1,400万の補正額に最終的になっていくということではありますが、少し前にもあったんですが、今日は担当課長がおられますから耳が痛い云々ではないかどうか分かりませんが、特に昨年来は建設産業課の部分で多々指摘をした時間外勤務手当の件もございました。この点について、将来的にこれが大きく変化をしてくと予算計上にも大変大きな問題になるというふうに思ってますので、これについてのやはり人事関係の担当課の所見を伺いたいと思います。もう明確にこれ金額が出てます。これが2点目。

それから3点目、これは先ほども同じです。ハゼの木の問題。先ほどからの答弁を伺っておりますと、王子製紙のあの土手、日野川右岸堤線が今回令和10年度に向けて事業計画がなされております。それで今回は教育委員会のほうではこの文化財審議会の委員さんを招集をして、このハゼの木の問題について検討いただく。そしてハゼの木の樹勢診断の委託を17万3,000円でされるということになってますが、この件については先ほどお話を聞いてるとこの場所が意義があるのか。あすこは表示板がついて表示をされてます。それと、移植可能であるかどうかという

ことを言われてるんですが、この点については常々から私の認識の中ではあのハゼの木はあの実を培養して云々ということの行為もたしかされたように私伺ってますので、今さらながらに移植で云々の前に、挿し木で穂木を残して増殖するんであるとか、あの実があれば実生で大きくするのかという手だてをもうされてるのかなというふうに私認識を持っていたものですから、改めてちょっとここで確認をしたいと思います。そういう行為を今までされたことがなかったのか。その有無。それを私はそういう行為、アクションが今まであったという認識でおったもんですから、そこにそこがあるなということでこの質問をさせていただいております。

以上、3点お伺いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の払下げの件ですけれども、考え方としては橋井議員がおっしゃったとおりでございます。その流れで今回予算を計上させていただいております、中身につきましては物件としましては土地が2筆でございます。道路であったものが払下げを受けて、それを権利者の方に売買するというものですけれども、その一人の方が申請をされてたんですけれどもまだ権利者がいらなかったということで、その権利者の方が自分はまだその話を聞いてないということが発覚しましたので、今改めてきちっと整理をするものでございます。

それから、2点目の時間外勤務につきましては、先ほど総額のことも言っていただきましたが、今回その派遣職員の補正額がほとんどになっております。月の時間外が30時間ということで、12月分を計上させていただいた。その当初予算との差額を今回補正をしております。これにつきましては、春からここまでの実質的それから今後の見込みが大体そのぐらいになるだろうということで見込みを立てております。

派遣職員がこの春に異動になりまして新しい業務に就いたということで、慣れない業務でちょっと手間取ってるということでございまして、その辺でこちらもその派遣先の話も聞きながらその辺の見込みを立てたものでございます。

それで時間外勤務につきまして、年々膨らんでくるではないかということでございます。やはりそこは是正をしていかなければいけないと思っております、まず昨年から取り組みましたのが各課での業務量調査といったものをしております。各課で業務量の拾い上げをしていただいて、それに対して総務課のほうでヒアリングをさせていただくということで業務量の把握、そしてそれをどうやって均衡化していくかというような対策を講じているところでございます。

また、それによって適正な人員配置も考えていく必要があると思いますし、また今年度に入り

まして各課での時間外勤務の実態を調査してどこが多いのか。それで多いところには実態を聞き取りをして、どういった内容で時間外をされてるのか、それはどうにか時間外を減らすような努力はできないのかというようなことを課長さん方とお話をさせてもらいながら、少しでも時間外が減るような、そして皆さんが健康に働いていただけるような対策を講じているところです。

今後については、今後ともこういった取組を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員の御質問にお答えします。

ハゼの木のその場所にあるまず意味でございますが、このハゼの木は江戸時代、当時藩の政策で娯楽、風景を楽しむであったり樹液から得られるもの等の娯楽のためにこの地に植えてというふうなことが当時の地図にも残されています。その当時の地図に残されているハゼの木とその現存する場所が一致しているというふうなところで、今日野川の右岸のところにある場所にあることが意味があるとされて、前回の道路改良の際にも残されたハゼの木の生き残りが今の2本になっています。

その道路改良の際には、ちょっと正確ではなくてごめんなさい、9本だったと思いますが、そのうちの5本は米子市の文化財となっていて、その改良の際に米子市はその継続は諦められました。それで日吉津村が4本を残すということで残していた中で2本が枯れてしまって、残っているものが今の木となります。

それで今の木の下にはおっしゃったように幼木が出てきたりとか、それから文化財の継続として挿し木でというふうなことも他地域でされている事例もありまして、じゃあ移植ができなかったらどうかというふうなことも踏まえて、幼木あるいは挿し木で例えば樹勢診断で移植が困難であった場合に残すかどうかというふうなことも踏まえて、またこの文化財審議会の中でどういう形で進めていくかということはしっかり相談してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。再度質問させていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中ではっきりと理解をできたのは、この時間外勤務手当についての方向性は先ほど伺いました。特にこのたびの議会の定例会では決算審査も行っておりまして、今後のためにもやはり重要なことかなと思っただけの質問をさせていただいたところでもあります。特に、多分これは湯梨浜のほうか、どこかな、新たな業務ということが増えたということでこの時間外が増えたということで理解をさせていただきます。今後ともその派遣の職員には孤軍奮闘ではありま

すが頑張っていたきたいというふうにエールを送っておきたいなというふうに思います。

それから、この財産の今回の振り戻しといいましょうかこれがあるんですけども、これ実際にこの売買契約なりあれのときにこれ謄本なりそれらを確認をされればこれは発見できなかったものなのか。私どもから考えるとちょっと理解はできないんですが、そういう譲渡関係なり云々をはっきりせずにこういう売買契約なり土地売買交渉をされてるのかなと思ってちょっとその辺が分からないんですけど、それらの売買確認のときの村有財産になるのが滞るわけですから、どういうふうにされてこういうことが起きたのかなというふうに若干これが疑問が起きるんですけども、ちょっとその点を確認したいと思います。それがもう一つです。

それから、今、横田先生がおっしゃられたんですけど、私はこれにはちょっと誤った概念をお持ちかなということがあります。あのハゼの木の土手は、私の認識ではあれは娯楽でも何でもありません。旧幕藩体制の最後の頃に税を補うためにあのハゼは和ろうそくのろうとしての需給を賄うものであります。娯楽ではありません。娯楽は隅田川の土手を徳川幕府が桜土手にして踏み固めて土手の漏えい、決壊を防いだということは、これは娯楽と実益を兼ねたものになります。ハゼの木の下で娯楽をしようもんなら、多分ほろせが出て、ぶつぶつになってえらいことになるやもしれん。これは多分何かの誤解なり云々があったのかなというふうに思ってますが、でも私はその話をそれはそれでいいです。

だけど私ははっきりとお答えがいただけなかったのは、今までにこれを実生なり培養された経緯がありますかと私は聞いたので、それをしたことがあるかないかだけを聞けば私はいいんです。それが今までずっとこれを私アクションをされてたような気がしたもんですから、私はそこに私の勘違いがあったらいけないので今確認をしたところであります。ですので、財産とそのハゼの2点再度お答えいただきたい。

○議長（山路 有君） 答弁の前に、ちょっと申し添えておきます。

発言の中で横田先生という言葉があったんですけど横田次長ですので、その辺りは本会議でもありますのできちんと名称で呼んでいただきたいというふうに思います。

それでは、小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

この土地の場所ですけども、これが431の開発予定地でございます、この売買契約の際にそれが分からなかったかということでございました。

売買する担当課としましては、そこに対してその権利者の同意をもらってるということがありましたので、こちらとしてはそれに従って売買契約をさせていただきました。ところが、その権

利者の方が実は中身をうまくそれが伝わってなかったということで、少しその同意したということにお互いの認識に違いがありまして、やはりそれは違いますよ、同意してませんよということがありましたので、もう一度振出しに戻ってきちっとさせていただくということにしたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 教育委員会として何かあれば。

横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員の御質問にお答えします。

幼木等、そのハゼの木の若い木などを育ててというふうなことについては、現時点では行っておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（８番 橋井 満義君） これで最後になります。

財産のこういうので私が心配するのは、気がついてみたらその方お一人ではなくて別の地権者といえますか権利者がおられたということで、万が一これが当事者同士の内紛じゃないですけども紛争が起きてこれが滞ったときにはまた大変な問題になってくるということがありますので、こういうことは十二分に調査をした中で進めていかれませんか大変危険度が大きいものの権利関係になりますから、今後はそこには留意していただきたいと思います。以上はこれで終わりたいと思います。

それから、ハゼの木の話をくどくど言うわけじゃないですけど、今はやっておりませんという答弁でありましたが、過去のことについてのやってたやってないということの答弁は出てきませんでしたので、多分やられてないというふうに判断したいと思います。

それで私は何をここで申し上げたいかということ、今、樹木医さんなり云々ということはあるんですが、今もう秋になってきてますので、来年の春から１０年度に向かってまだ新芽の穂木が取れます。挿し木できるんです。それと、実がつくような状態までなるとるかどうかわかりません。多分実はまだつけれるような木には多分なってないと思います、あの状況。そうするとハゼの木を挿し木で培養を仮にしておいて、それを万が一のときには云々が対応できるようにするというのをやはり前もって手だてをしておかれたほうが私はいいなと思ってます。審議会でするだかとしなないとかいうのは後の話なんです、私から言わせれば。それを今まで手だてをしてこなかったという責任は少し感じて私はいただきたいということを申し添えて、質問をここで終わりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁いいですか。

○議員（８番 橋井 満義君） はい。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で議案第２８号の質疑を終わります。

日程第３ 議案第２９号

○議長（山路 有君） 日程第３、議案第２９号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。

繰越金の補正予算なんですけれども、国民健康保険が県一本化になってから激変緩和措置ってというのが取られてましたけれども、それもそろそろ終了する頃でないかなって推察しますが、今後どのようなになっていきますか。

○議長（山路 有君） この議案の中には列記されてませんね。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

激変緩和措置につきましては、一応今年度をもって終了ということに予定としてはなっております。

また、今後のことにつきましては、特に今のところ情報としてはございません。以上です。

○議長（山路 有君） 本年度で終わります。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で議案第２９号の質疑を終わります。

日程第４ 議案第３０号

○議長（山路 有君） 日程第４、議案第３０号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で議案第 30 号の質疑を終わります。

日程第 5 認定第 1 号 から 日程第 8 認定第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、認定第 1 号から日程第 8、認定第 4 号までは決算の認定に係る議案であります。各議案については、質疑終了後議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、この場合は総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは、日程第 5、認定第 1 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で認定第 1 号の質疑を終わります。

日程第 6、認定第 2 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で認定第 2 号の質疑を終わります。

日程第 7、認定第 3 号、令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第 8、認定第 4 号、令和 4 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で認定第 4 号の質疑を終わります。

お諮りします。この際、認定第1号から認定第4号までの4件について、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第4号まで決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に河中博子議員、副委員長に橋井満義議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長は河中博子議員、副委員長は橋井満義議員に決定いたしました。

河中決算審査特別委員長には、4会計の決算認定について会期中に審査していただくようお願いいたします。審査結果を来年度の予算編成に反映するために大切と考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

日程第9 同意第16号

○議長（山路 有君） 日程第9、同意第16号、日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で同意第16号の質疑を終わります。

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次回の本会議は9月22日金曜日午後1時30分から討論、採決を行いますので、当議場に御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時12分散会
